

申し込み時の
必要事項

① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファックスの方はファックス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

65歳以上名簿を作成するための訪問調査にご協力を
災害などの緊急時に活用するため、65歳(66歳の方など)を対象に、民生委員が訪問調査を実施していますので、ご協力を

地域福祉振興助成金の交付
市役所12階会議室。来年度中に認知症高齢者グループホーム開設を希望する事業者。申込書を、5月22日(金)まで。

問 介護保険課 (211) 2972



地域福祉振興助成金の交付

認知症高齢者グループホーム開設事業者の募集説明会

6月15日(月)15時~16時。

協力をお願いします。
高齢福祉課 (211) 2976

訪問看護スキルアップ講座

内 神経難病の症状や対症療法。
申込先 申込先問 市立大学サテライトキャンパス(中央区北4西5アスティ45内)。記入し、5月11日(月)から。先着

FAX (218) 7507、E-mail: kyoza@acu.jp

HP (211) 2976



△家屋の実地調査にご協力を△
固定資産税の評価額を算出するため、今年、新築・増築・改築した家屋(車庫・物置を含む)を対象に、実地調査を行います。所有者の方には、間取りや使用資材を見せていただきますので、ご協力ください。

△地域福祉活動を行うボランティア団体など。
甲 5月15日(金)から区役所、市民活動サポートセンター(エルプラザ内/15階)などで配布する申込書を、6月16日(火)(消印有効)まで。選考あり。

問 保健福祉局総務課 (211) 2

△省エネ改修工事を行った住宅の固定資産税を減額△
平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)で、平成28年3月31日(木)までに50万円を超える一定の省エネ改修工事(窓の断熱工事必須)を行い、省エネ基準

6月1日(月)は
軽自動車税の
納期限です

納税通知書は
5/12(火)に発送。
納税に関する
ご相談は
市税事務所
納税課(右下表)へ

■市税条例が改正されました
△軽自動車税△
平成27年度から予定していきた原動機付自転車などの税率の引き上げを1年延期し、平成28年度からとします。

問 税政部市民税課 (211) 22

△市税事務所(下表)の固定資産税課
平成27年度から予定していきた原動機付自転車などの税率の引き上げを1年延期し、平成28年度からとします。

問 市税事務所(下表)の固定資産税課

市職員・市立学校教員
申込書を郵送で請求する場



職員募集

△市立学校教員△
区分 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校(小学部・中学部・高等部・自立活動)
申込先 申込先問 任用課(市役所内/1階) (211) 3143、HP

■市税事務所所在地・電話番号		
区	市税事務所・所在地	電話番号
		市民税課 固定資産税課 納税課
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3914 211-3918 211-3913
北・東区	北部(中央区北4西5アスティ45)	207-3914 207-3918 207-3913
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3914 802-3918 802-3913
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8イースト平岸)	824-3914 824-3918 824-3913
西・手稲区	西部(西区琴似3の1コトニ3-1ビル)	618-3914 618-3918 618-3913

△試験日程△
甲 5月12日(火)から区役所、大通証明サービスセンター(地下鉄南北線大通駅コンコース横)などで配布する申込書を、5月21日(木)(消印有効)まで。

受験資格 ①は大学卒(見込みを含む)などで、昭和61年4月2日以降生まれの方。消防吏員は身体基準あり、②は保健師の免許を所有(来年6月までに取得見込みを含む)する、昭和61年4月2日以降生まれの方。

免許職) △

募集職種 ①大学の部②一般事務(行政、福祉)、学校事務、一般技術、消防吏員、②資格免許職=保健師。

合、市職員は「(試験区分名)試験案内請求」、教員は「公立学校教員願書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒(郵便番号、住所、氏名を明記し、140円分の切手を貼った角型2号)を同封し、市職員は5月18日(月)(必着)、教員は29日(金)(必着)までに各申込先へ送付。

学校教員願書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒(郵便番号、住所、氏名を明記し、140円分の切手を貼った角型2号)を同封し、市職員は5月18日(月)(必着)、教員は29日(金)(必着)までに各申込先へ送付。

65歳以上の公的年金受給者の方の
個人市・道民税の納付方法

対象の方は、公的年金から個人市・道民税(住民税)が特別徴収(天引き)されます。詳しくは、6月中旬に発送する通知書をご覧ください。

問 前年中に公的年金を受給している、平成27年4月1日時点で65歳以上の方。

※介護保険料が年金から天引きされていない方、1月1日以降に市外へ転出された方などを除く

対象税額 年金所得に対する住民税額

※年金以外の所得に対する住民税額は、従来どおり納税通知書で納めていただきます

■天引きの時期と方法

年金受給月	前年度から年金天引きが	
	①継続している方	②継続していない方
4月	2月分と同額を各月の年金から天引き(仮徴収)	
6月・8月		1/2相当額を納税通知書で納付
10月・12月	仮徴収分を除いた額を年金から天引き(本徴収)	残り1/2相当額を年金から天引き
来年2月		

問 市税事務所(左表)の市民税課

